

永平寺町食育・地産地消推進委員会運営規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和7年5月15日

福井県吉田郡永平寺町長 河合永充

永平寺町規則第14号

永平寺町食育・地産地消推進委員会運営規則の一部を改正する規則

永平寺町食育・地産地消推進委員会運営規則(令和5年永平寺町規則第43号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「会長及び副会長」を「役員」に改め、同条第1項中「及び」を「、」に改め、「副会長」の次に「及び監事」を加え、同条第2項中「及び」を「、」に改め、「副会長」の次に「及び監事」を加え、同条に次の1項を加える。

5 監事は、会計監査を行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。